

## 信用状取引における買取銀行の書類点検義務

コーエンズ 久美子

東京地裁平成九年六月三〇日民事第三〇部判決

(平成八年(ワ)第五八七七号、損害賠償請求事件)金融法務事情一五二二号三四頁

## 【事実】

X会社(原告)は訴外A会社(買主)と本件機械の売買契約を締結し、その代金決済を訴外C銀行の発行する荷為替信用状により行うことを約した。そこでA会社は訴外B会社に信用状の開設を依頼し、B会社の依頼により、C銀行が本件信用状を発行した。

本件信用状は、船積期限を一九九三年三月一〇日としながらも、「船積は申請人の指図に従う必要がある。」という条件を付加していた。本件信用状の発行後にX会社が受領した本件船積

指示書には、船積日が平成五年(一九九三年)二月二〇日と特定されていたため、X会社はA会社と直接交渉し、二月二四日出航の船舶に船積することで了承を得た。

X会社は本件機械を当該船舶に船積した後、外国向荷為替手形を振出し、本件船積指示書を含めた船積書類等を添付して取引銀行であるY銀行(被告)にこれらの買取を求めた。Y銀行はこれを買取り、C銀行に書類および本件手形を送付し手形金の支払を求めたが、C銀行は信用状発行依頼人が指図した船積日(船積指示書の船積日)と実際の船積日(船荷証券に記載さ

れている日付)が異なることを理由に、支払を拒絶した。Y銀行はX会社に本件手形の買戻を請求し、X会社はこれを買戻した。またY銀行はX会社の意向を受けてC銀行に、A会社への書類送付依頼、C銀行の支払拒絶に関するA会社への照会の有無等につき問い合わせをしたが、C銀行からの回答はなかった。

X会社はY銀行の外国為替取引契約上の義務、またY銀行の外国為替取引の専門家としての注意義務として以下の事項を挙げ、Y銀行がこれを怠ったとして本件機械の代金相当額、韓国から日本への本件機械回漕代金等につき損害賠償を請求した。

① X会社は本件船積指示書を参考としてY銀行に交付したにすぎない。本件船積指示書は本件信用状により要求された書類でなかったため、船荷証券の日付と異なっているため支払拒絶を引き起こしかねない書面は、添付しないように注意すべきであった。

② 本件船積指示書の取扱いについて、X会社に相談するべきであった。

③ 船積に関する信用状条件があいまいであったのであるから、それを明確にするべく発行銀行に問い合わせをするべきであった。

これに対しY銀行は、本件外国為替取引契約の「II外国向為

替手形取引約定」の五条により、X会社がY銀行に対して支払拒絶されることのないような手形および付属書類を提出すべき義務を有しており、Y銀行がX会社のために書類を点検する義務はないと主張した。

なお本件信用状は取消不能信用状であり、Y銀行は確認をしていなかった(掲載誌コメント参照)。その他の信用状条件は、以下の通りである。

発行銀行—C銀行、通知銀行—Y銀行、申請人(発行依頼人)—B会社、発行年月日—一九九三年一月三〇日、満期—一九九三年三月二〇日、書類呈示場所—買取銀行にて、受益者—X会社、船積起点—日本の港、搬送先—プサン港、船積の期限—一九九三年三月一〇日、付加条件—船積は、申請人の指図に従う必要がある、必要書類—海上船荷証券一式・インボイス三部・パッキングリスト三部。本件信用状は一九八三年改訂信用状統一規則に準拠して発行されたものである(掲載誌コメント参照)。

### 【判旨】

本判決は、「被告が外国為替取引の専門家として原告に対して有する義務があるとしても、その義務は本件外国為替取引に基

づく義務と重なるか、より狭く弱いものと解される」として、買取銀行が買取依頼人に何らかの義務を負う旨を示唆しつつ、いずれにしても本件外国為替取引契約に基づく義務に関する判断がその義務についてもあてはまるとした。そこで本件外国為替取引契約に基づくY銀行の義務につき、「被告は、本件手形の買い取りによって、本件LC「信用状」の支払がなされなかった場合の危険を負担することになる（本件外国為替取引契約によれば、その場合には原告が買戻し義務を負担することになるが、被告が右義務の履行を求めたときには、原告はその義務を履行するだけの資力を失っていることもありうる。）のであるから、被告が自らの危険を避けるために本件手形やその付属書類を吟味することは当然であるとしても、原告のためにこれらを吟味すべき義務を負うものではない（〔一〕内筆者。）」と判示した。

またY銀行が主張した本件外国為替取引契約の「II外国向為替手形取引約定」五条に基づくX会社の義務につき、以下のように述べている。「原告は、被告に本件船積指示書を交付する前に本件船積指示書の内容について買主と交渉しており、買主から、本件船積指示書に記載された船積日ではなく、本件B/L「船荷証券」に記載された船積日で了解をとったというのであり、そして、本件LCには、『船積は、申請人の指図に従う必要がある。』

という付加条件が記載されていることも十分承知していたというのであるから、前記本件外国為替取引契約の「II外国向為替手形取引約定」の五条の約束の上からも、改めて本件B/Lに記載された船積日を指図する船積指示書の送付を受け、これを被告に提出すべきであったというべきである（〔一〕内筆者。）」いずれにせよ、原告は、本件船積指示書を被告に交付する以上、本件船積指示書についての買主との交渉経過を被告に伝えるべきであり、『参考まで』という付票を付けただけでは、本件外国為替取引契約に基づく原告の義務を果たしたことはない。」

#### 【研究】

##### 一 はじめに

本判決は、第一に、信用状に確認を加えていない買取銀行が、買取依頼人との関係では呈示書類の点検義務を負わないことを再確認し、第二に、外国向為替手形取引約定書五条の買取依頼人の瑕疵担保責任に関する規定に、文言通りの効力を認めはじめたのである。第一の点は、外国向為替手形取引約定書一五条に基づき買戻債務が発生した買取依頼人により、当該買

戻債務の有効性ととも争われてきた問題であるが、本判決もまたこれまでの判例の立場を踏襲し、買取銀行の買取依頼人に対する書類点検義務はないとした。本判決を含め、これまでの判例は買取銀行の書類点検義務につき、買取依頼人に対する与信相当性の確認という側面からのみとらえてきているが、本件信用状も準用している信用状統一規則には、一般的な銀行の書類点検義務を定めた規定が存在している。同規則の当該規定が銀行の誰に対する義務を定めたものであるかという問題とともに、わが国における買取銀行の法的地位について明確にする必要がある。すなわちわが国において「買取銀行」と呼ばれる銀行には、信用状が取引への参加を予定している「買取銀行」と、買取依頼人である受益者の依頼によって信用状取引に關与することになった「買取銀行」が存在するというのである。これら二種類の「買取銀行」の法的地位の相違を指摘する見解が存在しているにもかかわらず、<sup>1)</sup>多くの判例・学説はこの点を考慮に入れた判断をしてきていない。このような法的地位の相違を視野に入れ、それぞれの銀行の書類点検義務につき、再度検討、整理することには意義があるといえよう。

また第二の点である外国向為替手形取引約定書五条の買取依頼人の瑕疵担保責任については、条文の解釈についてはほとんど

検討されておらず、過去にこれが争点となったこともない。買取依頼人が、真正かつ信用状条件に一致した書類を提出する義務を有することを正面から認めた場合、第一の点の銀行の書類点検義務と矛盾を生じることはないのかが検討されなくてはならない。なお外国向為替手形取引約定書がいう買取依頼人は、同約定書二三条により信用状取引上の受益者と区別する必要がないため、本稿においては互換的に用いる。<sup>2)</sup>

## 二 「買取銀行」の書類点検義務

(1) 本判決が示した買取銀行の書類点検の意義

本判決は買取銀行の書類点検の意義につき、自らの危険を回避するために買取依頼人である受益者の与信相当性を確認するためであると、近時の判例の流れを踏襲している。買取銀行の書類点検につき、同様の判断を示した判決として、以下のものがある。

東京高裁平成三年八月二六日判決<sup>3)</sup>、控訴人である受益者の依頼により手形の買取をした被控訴人である銀行が、当該信用状における確認銀行に再買取を求め、これがなされたが、発行銀行の支払拒絶により当該確認銀行から償還請求を受けたため、

控訴人に手形の買戻を請求した事案である。裁判所は、「被控訴人が書類に形式上の不一致がないと判断したのも、自己がこれを買取取っても安全かどうかを確かめる必要から行ったことであって、控訴人のために書類の不一致の有無を確認し、違っていれば訂正を指示するためにしたものではない。」とした。

東京地裁平成四年四月二二日判決は、受益者である被告から手形を買取った原告銀行が発行銀行に支払を求めたところ、拒絶されたため被告に買戻請求をした事案である。裁判所は、「銀行としては、手形の買取を行うに際して、買取りの依頼を受けた手形について支払い・引受けが拒絶されるのを回避するため必要な範囲において、買取依頼人から呈示された書類について点検調査するべきことはいうまでもない。ただ、銀行の行う右点検調査は、前記のような与信を付与することが相当か否か、すなわち、自己が買取依頼を受けた手形が安全に決済されるか否かを確認する必要から行うものである」とした。

以上のような判例の見解は、一般的に支持されている。すなわち荷為替信用状における銀行の書類点検義務とは、その履行が、銀行のその授權者に対する（買取銀行の発行銀行に対する、発行銀行の発行依頼人に対する）、自己の補償請求権取得のための要件であって、買取依頼人に対する義務ではないとする。銀

行が書類を点検するのは、補償請求権を確保するために自己防衛上の目的で点検するのであり、書類点検義務に違反したとしても補償を受けられないだけであり、買取依頼人に損害賠償責任を負うことにはならないとされているのである。<sup>6)</sup>

このように補償請求権取得要件として銀行の書類点検義務をとらえる判断は、信用状により支払、あるいは買取の授權がなされている銀行の授權者に対する書類点検義務についてのものであり、いわゆる信用状統一規則が定めるところの書類点検義務について述べたものといえる。ところが前述のように、わが国における信用状付外国向為替手形の買取に際しては、信用状が取引への参加を予定している指定銀行としての「買取銀行」と、受益者である買取依頼人の依頼により取引に参加する非指定銀行である「買取銀行」が混在している。前者については、当然のことながら発行銀行から買取の授權がなされており、上記学説がいうところの銀行であるが、後者は発行銀行からの授權がなく、受益者である買取依頼人の委任、委託等により、信用状取引に参加しているにすぎない。そして本判決を含め、上記二つの判決も買取銀行の法的地位について判断しておらず、また信用状統一規則にも言及していないことから、同規則の解釈として自己防衛のための書類点検の意義を導いたものとは解す

ることができない。ただ本判決に限って言えば、本件外国為替取引契約の内容としての外国向為替手形取引約定五条により、端的に買取銀行は買取依頼人に対して書類点検義務を負わないとしているが、統一規則を視野に入れ、なおその適用がないと判断したものであるのかは明らかでない。

これは原告による主張がなされていないためであると思われるが、本件信用状が統一規則に準拠しているのであるから、同規則の適用範囲、およびその内容を明らかにした上で本件との関連について判断しておくべきであったと思われる<sup>17)</sup>。前提問題として本件買取銀行と受益者である買取依頼人との取引に同規則の適用があるのか、あるとすれば同規則の定める書類点検義務とはいかなるものか、また適用がないとすれば両当事者の関係から書類点検義務を導くことができるかが判断されなくてはならないだろう。以下において統一規則の定める書類点検義務について検討し、次に非指定銀行である買取銀行と受益者である買取依頼人間の外国為替手形取引契約の内容、および書類点検義務の有無について考察する。

(2) 信用状統一規則が定める銀行の書類点検義務

信用状取引において発行銀行は、受益者が呈示した信用状条

件に一致する書類に対し支払を行う義務を負っている。これは売主である受益者に対する迅速・確実な支払という信用状取引の目的を達しつつ、買主である発行依頼人の保護を実現しようとするものである。すなわち信用状条件として定められる書類が通常船荷証券等、売主の債務履行の結果生じるものであり、売主の履行を一定程度担保することから、発行依頼人にとって書類の一致は重大な関心事である。発行依頼人は、発行銀行との信用状発行契約において書類の点検を委任しているのであり、したがって発行銀行は当該契約に基づき発行依頼人に対して書類点検義務を負うことになる<sup>9)</sup>。

本件信用状が準用する一九八三年改訂信用状統一規則は、五条において「銀行は相応の注意をもってすべての書類を点検し、それが信用状条件と文面上一致しているとみられるかどうかを確かめなければならない。文面上相互に矛盾していると思われる書類は、信用状条件と文面上一致していないものとみなされる。」と規定している。同条が「銀行」の義務として抽象的に規定しているために、当該規定が買取銀行が受益者である買取依頼人に対する書類点検義務の根拠となるのが明確でない<sup>10)</sup>とされていた。

この点につき同規則二一条d項が、「自行以外の銀行を指定す

ることによって、またはどの銀行による買取をも許容することによって、またはある銀行に確認を加える権限を与えるかもしくは依頼することによって、発行銀行は、信用状条件と文面上一致しているとみられる書類と引換えに、場合に応じて支払、引受または買取を行う権限をそのような銀行にたいして与えることと、さらに本規則の規定にしたがって当該銀行に補償することを確約することになる。」と定めていることから、同規則一五条は発行銀行以外の銀行が買取等を行うときの発行銀行に対する書類点検義務を定めた規定と解する見解がある。<sup>11)</sup> 発行銀行の発行依頼人に対する書類点検義務は、両当事者間の信用状発行契約において定められているとする趣旨であると思われる。しかし信用状統一規則は、受益者が発行銀行から支払を受けるプロセス全般を規定するルールであるから、「銀行」として支払・引受・買取等を行う指定銀行のみならず、発行銀行自身もその規制の対象となることは明らかである。したがって同規則一五条は、発行銀行の信用状発行契約に基づく義務を敷衍したものとらえ、本条のいう「銀行」とは、信用状が取引への参加を予定しているすべての銀行と解するべきであろう。それゆえ、信用状統一規則の定める書類点検義務というのは、発行銀行の発行依頼人に対する義務であり、また発行銀行より支払等給付の授

権をされた指定銀行の発行銀行に対する義務ということになる。<sup>12)</sup>

そして統一規則が定める銀行の書類点検義務の内容は、書類が文面上信用状条件に一致しているかという外観上の形式審査であり、当該信用状にかかわる基本売買契約が売主により履行されているか否かの実質的調査義務ではない。<sup>13)</sup> これは信用状の独立抽象性から導かれる結論である。すなわち基本取引に関与しない銀行をその拘束から開放し、銀行にとつて調査可能な文面上の書類一致を点検義務の内容とすることにより、銀行を保護し、かつ取引への参加を促進しているのである。

### 三 非指定銀行である買取銀行の書類点検義務

#### (1) 非指定銀行と信用状統一規則

わが国の実務においては、受益者の取引銀行がその依頼により、信用状取引における書類提供事務を代行すると同時に、金融として荷為替手形を買取る事例が多い。受益者にとつて、書類の取扱いについてのエキスパートであり、かつ継続的な取引を基礎とした信頼関係の存在する自己の取引銀行に、事務手続きを依頼することには意義がある。ただ金融としてこのような銀行が受益者に手形金相当額を給付したとしても、発行銀行に

対して補償請求権を取得するわけではなく、信用状取引において独立した地位を有することにはならない。このような非指定銀行は、自己の危険と計算において、受益者に金融を行うにすぎず、発行銀行、発行依頼人および指定銀行との間に信用状取引上の正規の当事者関係を持つ者ではないからである。つまり非指定銀行は書類の引渡等についての受益者からの依頼により、信用状取引上の当事者ではないにもかかわらず、受益者のために信用状取引の一定の事務を行っているのである。したがって、非指定銀行の法的地位は、わが国における実務が、代金取立方式と手形割引方式という二種類の金融を行っているにしろ、信用状取引上の当事者ではなく結局受益者の代理人ないし履行補助者ということになろう。<sup>45)</sup>

そして信用状統一規則が、元来信用状取引に参加を予定されている当事者としての銀行に適用されるものであるから、受益者の依頼によって信用状取引に参加することになった非指定銀行は、その対象外である。このことは判例によっても確認されている。大阪地裁昭和五一年一月十七日判決は、原告である発行依頼人が信用状によって指定された買取銀行ではないが手形の買取を行った被告銀行に対し、信用状統一規則に基づく銀行の書類点検義務に違反したとして、損害賠償を請求したとい

う事案である。裁判所は、「信用状発行銀行から授権された買取銀行ではない銀行が、信用状受益者に金融を借させるため、受益者から信用状に基づいて振出された荷為替手形を善意で取得することは、前記のごとく自由であるところ、右銀行は、信用状取引の当事者ではないから、右手形を取得するに際しては、当該銀行の責任と負担においてこれを取得するにすぎないのであって、信用状発行依頼人のために、信用状条件を遵守し、所要の書類の点検をすべき法律上の義務はない」とした。このように非指定銀行は、信用状統一規則の定める信用状取引上の銀行および発行依頼人に対する書類点検義務を負っていないのである。<sup>47)</sup>

それでは非指定銀行は、書類提供事務等を代行することになった買取依頼人である受益者との関係に基づき、同人に対し書類点検義務を負うのであろうか。本判決においては買取銀行と買取依頼人との間に外国為替取引契約が成立していたと述べられているが、当該契約の内容として買取銀行の買取依頼人に対する書類点検義務を導くことができるかを次に検討する。

## (2) 買取銀行と買取依頼人の外国為替取引契約の内容

買取銀行が買取依頼人の書類呈示を代行することから両当事



者間の外国為替取引契約に委任的要素を認めつつも、買取銀行の買取依頼人に対する注意義務を導くことはできないとした判例として、東京地裁平成五年二月二二日判決がある。裁判所は手形の買戻請求をした被告銀行と原告との関係につき、「運送書類等の引渡につき買取銀行は輸出者側の履行補助者の立場にあるとみることができるとことからすると、原、被告の関係においても委任的要素が全くないとはいえない。しかし被告が原告に負担する具体的義務の内容は、本件信用状が準拠するところの『荷為替信用状に関する統一規則及び慣例一九八三年改定版』及び本件「外国向為替手形取引」約定の規定の定めに従って決定されるべきものであり、また前記のとおり買取の法的性格が、基本的に売買契約であると解されるとともに、本件約定第一五条の規定に端的に示されているとおり当該手形の債権保全の必要が生じた場合における買取依頼人による買戻を前提とした買取銀行の買取依頼人に対する与信行為であることから決定されるべきものであって、原、被告との関係において委任的要素が否定できないとしても、右約定、規定及び取引の性質を無視して直ちに被告の原告に対する注意義務を導くことはできない（「内筆者」）としている。

また前掲東京地裁平成四年四月二二日判決においても、買取

依頼人は委任契約に基づく買取銀行の書類点検義務を主張していたが、裁判所は、「銀行としては、手形の買取を行うに際して、買い取りの依頼を受けた手形について支払い・引受が拒絶されるのを回避するため必要な範囲において、買取り依頼人から呈示された書類について点検調査するべきことはいうまでもない。ただ、銀行の行う右点検調査は、前記のような与信を付与することが相当か否か、すなわち、自己が買取依頼を受けた手形が安全に決済されるか否かを確認する必要から行うものであるから、買取依頼人のために取引の安全ないし履行の確保を保證するべく書類の法的要件の具備や有効性の有無、物品等の実在性あるいは有効な取引が実行されるか否かというような実体について逐一実質的な確認調査をするべき法律上の義務を負うものでなく、…」とし、買取依頼人に対して書類点検義務を負わないことを明らかにしている。

受益者が信用状に基づく書類提供事務を自己の取引銀行に依頼する背景には、前述のように継続的な取引を基礎とした信頼関係に加えて、書類の取扱いについてのエキスパートである銀行の事務処理に一定の期待を抱いているという実状がある。また買取銀行も外国為替取引の専門家として、一定の助言をしてきていることも過去の判例から読みとれる。買取依頼人・買取

銀行間の外国為替取引契約の内容として、買取銀行が買取依頼人から信用状取引上の書類呈示代行事務を委任されていることは間違いない。そしてこれと同時に、手形の買取、または手形の取立に加え前貸しとして一定の利息を差し引かれた手形金相当額が買取銀行より買取依頼人に融資されているのである。過去の判例はこの金融取引のうち、手形の買取と称されてきたものを国内の手形割引と同様、「手形の売買」ととらえてきている。

国内における手形割引の法的性質については、売買と構成するのが通説とされてきているが、その論拠は主として当事者の合理的意思に求められている<sup>19</sup>。しかし取引の実体および銀行取引約定書に基づく当事者の権利義務を直視し、消費貸借ととらえる説も有力である。すなわち、①割引依頼人ごとに割引限度額を設け、その限度内でしか割引に依じていないこと、②手形自体に独立の価値を認めず、したがって、手形を商品として売買する意識をもっていないこと、それゆえ、手形振出人の信用が不明でも割引依頼人に返済能力があるときは割引に依ずること、③割引依頼人の銀行取引の保証人の信用失墜のときでも返済義務が生じること、その他、売買というには余りにも広範に銀行の債権保全の手段が存在することから、銀行の意識は、むしろ、割引依頼人に割引代金額を貸し付けることにあるとする<sup>21</sup>。

このような取引の実体および約定書の取決めは、外国向為替手形の「買取」の場合も、全く同様である。そしてことさら外国向為替手形取引については、過去の判例が異口同音に、買取銀行がもつばら買取依頼人の信用を基礎に買取を行うことを容認していることに鑑みれば、当該取引を「手形の売買」と構成するのは、国内の手形割引にもまして疑問の生じるところである。さらに外国向為替手形は、支払人の引受署名がなされていない点を信用状がカバーする仕組みが取られている。つまり、信用状条件に一致した書類の呈示という条件が満たされた場合にのみ発行銀行が支払うという確約である。しかしその確約は信用状上に明記された受益者、および指定銀行が享受することができるのであって、非指定銀行はそれに依拠することはできない。また外国向為替手形取引において運送証券が添付書類として交付される場合は、一般的な荷為替と同様当該運送証券が手形支払金の担保となるが、銀行にとって換価手続は煩雑であり、そのことに大きく依拠しているとはいえないだろう。結局信用状に基づく発行銀行の確約を得ることができない非指定銀行が、未引受の手形自体に価値を見出し、手形を「買取る」とは考え難い<sup>22</sup>。

したがって買取銀行と買取依頼人間の外国為替取引契約にお

いては、上記の書類呈示代行事務の委任に加えて手形の取立委任契約が存在していると考え<sup>23)</sup>。そして同時に経済的実質としては同一の「手形の買取」、あるいは「金銭の前貸し」としての消費貸借契約が存在していると解するのが妥当である。すなわち買取依頼人は、買取銀行に信用状の決済として手形の取立を委任するとともに、信用状に基づき発行銀行より支払われうる手形金額を返済金とし、かつ支払拒絶、その他信用失墜等の場合に手形の買戻債務を負担することを条件に買取銀行と消費貸借契約を締結しているのである<sup>24)</sup>。一般的にいふところの取立と異なるのは、信用状において給付を授權された銀行による支払がなされる前に、受益者である買取依頼人は売却商品の対価相当額の金融を得ることができるといふことである。したがって実務上手形の裏書譲渡がなされているとしても、隠れた取立委任裏書とみることができ、当事者の意図するところは取立委任契約であると考えられる。

### (3) 取立委任契約に基づく書類点検義務

以上のような手形の取立委任契約から、さらに非指定銀行である買取銀行の書類点検義務を抽出することができるであろうか。取立委任契約の受任者である買取銀行は、委任者である買

取依頼人に対して善良な管理者の義務を負うことになり（民法六四四条）、また取立を完了させるためには信用状条件に一致した書類を呈示しなくてはならない。買取銀行が負う善管注意義務の中に、書類が信用状条件に一致しているかを点検する義務が存在しているかという問題である。

非指定銀行は、書類受領権限のある銀行に対する受益者の書類提供事務を代行する者として、同人に対し、特約のないかぎり書類審査義務を負い、またこの義務は統一規則に則ったものではないが、それと同一内容のものとする見解がある<sup>25)</sup>。わが国の銀行が信用状統一規則の模範的な採択銀行であるところからその書類点検義務を念頭に買取を行っているという事実と、本来信用状統一規則の適用がない非指定銀行も外国向為替手形取引約定書を徴求するため、同約定書二二条により同規則が適用されることを根拠にしている<sup>26)</sup>。前述のように信用状取引上の銀行に対して信用状統一規則が規定する書類点検義務の内容は、書類が文面上信用状条件に一致しているかという外観上の形式審査である。これは基本取引に関与しないすべての銀行にとつて、その立場に鑑み、適切かつ履行可能な義務内容といえる。なぜならば信用状取引に関与しつつも、基本取引の当事者でないため、その拘束から解放されるべき銀行に課しうる義務として、

普遍性をもつと考えられるからである。

このような取立委任を受けた買取銀行の書類点検義務は、国内の手形取立における白地手形に対する銀行の白地補充義務の有無に類似すると考えられるのではないだろうか。すなわち自ら白地を補充し取立委任をなし得る白地手形の所持人の立場は、信用状条件に一致した書類を自ら呈示しうる受益者である買取依頼人の立場に類似する。また白地手形の取立委任、信用状取引における取立委任双方において、銀行は委任者に対し委任の本旨にしたがった善管注意義務を負うことから、銀行の白地補充義務に関する議論は参照に値する。

白地手形の取立において一般的には、銀行は受任者として委任者に明らかに発生することが予想される損害を回避するため、白地補充をした上で取立に回すか、少なくとも取立委任のため手形の交付を受ける際に補充を促す義務を負担していると解することができる。<sup>29)</sup> その上白地手形のはとんどが、振出日、および受取人白地であり、振出日については適当な日付を記載すればよく、また受取人については裏書人の署名から明らかであることから、それらの補充を受任者である銀行の義務と考えるもそれほど酷ではないといえる。<sup>30)</sup>

しかし裁判所は、実務上の取扱いを尊重し、銀行は白地を補

充する権限を有してはいるが、特段の事情がないかぎり白地補充の義務や委任者に補充を促す義務はないとした(東京地裁昭和五三年九月二九日判決)<sup>29)</sup>。また白地の補充は取立依頼人にとっても容易であることに加え、当座勘定規定一条二項に「手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。」という規定を特約として設けており、現在では銀行の補充義務を否定するのが通説となっている。<sup>30)</sup> 最高裁もこの立場をとる(最高裁昭和五五年一〇月一四日第一小法廷判決)<sup>31)</sup>。

信用状取引において取立委任を受けた買取銀行もまた、一般的には取立の完了のために善管注意義務として、書類が文面上信用状条件に一致しているかを点検する義務を負うと解することができる。ところが外国向為替手形取引約定書五条は、「私が貴行に提出する外国向為替手形および付属書類は、正確、真実かつ有効であり、信用状つき取引の場合は信用状条件と一致していることを保障します。これを前提として取り扱ったことにより、万一損害が生じた場合には、私が負担します。」と定めている。そしてその逐条解説には、「銀行が買い取った外国向為替手形および付属書類に関し、その真正性や信用状条件と一致していることなどについては取引先が保障することを規定し、こ

れを前提に銀行が取り扱って不測の損害が生じたときは、その損害を取引先が負担することを明記した。」<sup>32)</sup>とある。取立委任契約における当事者間の特約として、同約定書五条に文言通りの効力を認めるとすれば、上記の白地手形に関する当座勘定規定一条二項が銀行の補充義務を排除しているのと同様、買取銀行の買取依頼人に対する書類点検義務を考慮する余地はなくなるだろう。わが国における信用状の買取に際して、銀行は必ず同約定書を買取依頼人に徴求するからである。しかし、約定書のもので買取にあたって買取銀行が何ら注意義務を負うものではないと解するのは妥当でないとして、一般的に銀行の注意義務の存在を肯定する指摘もある。<sup>33)</sup>

外国向為替手形取引約定書五条の規定については、これまでほとんど論じられてこなかったが、アメリカ統一商法典（一九六二年版。以下 UCC (62) とする。）5-111 が類似する内容を規定しているとの指摘がある。<sup>34)</sup>以下においてその規定内容および解釈につき、みてみることにする。

(4) アメリカ統一商法典の規定

UCC (62) 5-111 は一項において、「異なった合意のない限り、受益者は、荷為替手形または支払請求 (demand for payment) を

譲渡しまたは呈示することにより、すべての利害関係を有する当事者 (all interested parties) に対して、信用状の必要条件 (the necessary conditions of the credit) が充足されていることの瑕疵担保責任を負う。これは、第三、四、七および八編に基づき生ずるすべての瑕疵担保責任に付加されたものである。」と規定している。<sup>35)</sup>同条項については、「利害関係を有する当事者」、および「信用状の必要条件」の解釈につき、裁判所の判断が求められてきた。

同条項のいう利害関係を有する当事者には確認銀行も含まれると判断した *Delta Brands, Inc. v. MBank Dallas, N.A.* 事件判決がある。<sup>36)</sup>当該事件においては、発行依頼人の工場に原告(受益者)が売却した機械を設置するという基本契約の支払手段として、信用状が発行され被告銀行がこれを確認した。信用状条件として発行依頼人の工場における装置の始動承認書の原本が要求されていたが、確認銀行は装置始動承認書として呈示された書類にいくつかの問題点が列挙されており、かつ指定された者の署名が署名欄にはなされていなかったにもかかわらず支払った。発行銀行が確認銀行に対する補償を拒絶したため、確認銀行が UCC (62) 5-111 違反を理由に、受益者に代金の払戻を請求し、裁判所がこれを認容したというものである。さらに判旨は、信用

状発行人が誤って信用状に基づく支払をなすことになるのは、外観上信用状条件を充足していない書類が呈示されたときに同人が支払う場合に限られるのであるから、受益者は、UCC(602) §11に基づき、書類が確かに信用状条件を充足していることを担保するものであるとした *Smith* 事件を引用している。<sup>37)</sup>

当該判決のように文面上の書類の不一致を理由として、確認銀行の受益者に対する払戻請求を容認することに対しては批判がある。すなわち統一商法典は、書類の文面上の瑕疵を理由に払戻請求を許容していないとする。<sup>38)</sup> この見解は第一に、支払を授權された銀行が、書類が信用状条件に文面上一致していることを点検しなくてはならないと定める統一商法典および信用状統一規則の規定との整合性を問題とする。<sup>39)</sup> そして第二に信用状統一規則が、発行銀行、確認銀行は文面上不一致のある書類については一定の行動をとらない限り、それを主張できなくなるという規定に矛盾することを根拠とする。<sup>40)</sup> 銀行が書類の文面上の欠陥を点検しなくてはならない義務を有するのであれば、詐欺的な書類のように潜在的な瑕疵のみが受益者の担保責任を構成することになると結論づけている。<sup>41)</sup>

他方、取立銀行、買取銀行が UCC(602) §111に基づき受益者に対してなした払戻請求を認容する判例も存在している。<sup>42)</sup> しか

しながら統一商法典の解釈として、発行銀行、確認銀行以外の指定銀行および非指定銀行が受益者に対し瑕疵担保責任に基づき払戻請求をすることができるか否かについては、明確に論じられていないようである。<sup>43)</sup> 発行銀行の払戻請求を批判をする論者も、指定銀行が書類の不一致により発行銀行から補償を得られない場合、「受益者をあてにするか、損失を被るかである。」と言及するにとどまっている。<sup>44)</sup>

書類の文面上の不一致を理由とした発行銀行および確認銀行の受益者に対する払戻請求権を排除する見解は、統一商法典および一九九三年改訂信用状統一規則が定めるそれらの銀行の書類点検義務、および書類のディスクレの通告義務を根拠にしてゐる。同規則一四条によれば、指定銀行もまた書類を拒絶する根拠となつたすべてのディスクレを明示しなくてはならない。ところがこのような通告義務を怠つた際に、発行銀行・確認銀行が書類の信用状条件不一致の主張をすることができなくなるという一四条 e 項は指定銀行に適用されない。また同規則は、指定銀行が発行銀行・確認銀行とは異なり、受益者に対する給付を行う義務を負っていないことも明記している。<sup>45)</sup> 信用状取引において確約をしていない指定銀行については、別個の考慮が必要となろう。

ところが一九九五年に改正されたアメリカ統一商法典（以下UCC(95)とする。）は、受益者の担保責任の範囲を相当縮小する内容となった。UCC(95)5-110(a)は、「書類の呈示に対し支払がなされるのであれば、受益者は以下のことを担保する。(1)発行銀行、書類呈示された者および発行依頼人に対し、5-108(a)に定める詐欺、偽造が存在しておらず、かつ(2)発行依頼人に対しては、支払請求が発行依頼人と受益者の契約、信用状によって付加されたその他の取決めに違反しないこと。」と規定している。またオフィシャルコメントも、書類が信用状条件に厳格に一致していることを担保するものではないとしている。したがって前述の *Delta Brands, Inc. v. MBank Dallas, N.A.* 事件判決をはじめ、これに類似する判決は、UCC(95)に矛盾することになると指摘されている。<sup>46)</sup>

結局UCC(95)5-110は、受益者の銀行に対する書類の担保責任につき、文面上には現れていない潜在的な瑕疵のみがその対象となることを明確にした。同規定は、文面上の書類点検義務を銀行に課す信用状統一規則の規定趣旨に合致する。そしてこのように発行銀行に書類点検義務を課すことは、発行依頼人の保護と同時に信用状取引の効率性を高めるとされている。すなわち発行銀行が発行依頼人にディスクレにつき照会するか、あ

るいは支払拒絶を迅速に決定し受益者に通知するといった対応から、受益者が瑕疵を治癒したり、基本取引に基づき何らかの措置を講ずることにより信用状取引の決済が促進されるというのである。<sup>47)</sup>発行銀行・確認銀行以外の銀行が書類の文面上の瑕疵を理由として受益者に対し払戻請求権を有するかについては、さらに解釈の余地があるだろうが、いずれにせよUCC(95)5-110に基づく請求はできないことになる。

(5) 外国向為替手形取引約定書五条の意義

信用状取引制度の趣旨に鑑み、受益者は信用状条件に一致した書類を呈示しなければ給付を受けることができないということにすぎず、したがってこのような書類の呈示は受益者の義務ではなく、信用状給付請求権に付帯する負担にすぎないといわれている。<sup>48)</sup>裏からいえば、受益者が信用状条件に一致した書類を呈示することは、取引当事者間において当然の前提と考えられているのである。外国向為替手形取引約定書五条は、これを規定した特約であり、明確な不一致はもちろんのこと、銀行が明確な不一致を見落とした場合であっても、不測の損害は買取依頼人である受益者に負担してもらおう趣旨であることが説明されている。<sup>49)</sup>すなわち文面上であるか潜在的なものであるかに

かわならず、書類の不一致による支払拒絶につき、銀行は責任を負わないことが明文で定められているのである。

前述の一九九五年改正アメリカ統一商法典は、書類の瑕疵を文面上のものと潜在的なものに分け、前者については銀行が、後者については受益者が責任を負担するという趣旨であった。また銀行が書類の文面上の一致を点検する義務は、信用状発行契約に基づく発行銀行の発行依頼人に対する義務を明記した統一商法典および統一規則の規定により根拠づけられていた。さらに発行銀行より受益者に対する給付の授権を受けている指定銀行は、自己の補償請求権取得のために書類の文面上の一致を点検しなくてはならないのであり、実際発行銀行の信用を基礎に手形買取を行うアメリカの実務にも合致した規定といえる。

これに対し外国向為替手形取引約定書五条は、より広範に書類の文面上の一致も受益者の責任と定めている。わが国において銀行は、信用状に基づく買取をもつば買取依頼人に対する与信としてとらえ、国内の商業手形の割引と同様、買戻資力のある与信先として適切な買取依頼人に対してのみ、買取に応じている。<sup>50</sup> それゆえ信用状取引上発行銀行に対する補償請求権を取得することができない、受益者の取引銀行である非指定銀行による手形買取が広範に行われているのである。このような非指

定銀行である買取銀行が手形の取立受任者として負う善管注意義務から、書類の文面上の点検義務をも排除する外国向為替手形取引約定書五条は、実際上の書類の文面上の一致を点検することの難しさを念頭に置いたものと考えられる。すなわち書類の文面上の一致というのが、抽象的には一律のものとして観念されるものの、実際には個々の銀行による解釈の相違や、市況の悪化等の事由により支払を拒絶したいとき的手段として濫用されることがある。そして一般的に基本取引が順調に行われている場合、買主である発行依頼人は信用状の決済をすすめ、荷物引き取りのために必要な運送書類を取得しようとするのであり、些細な書類の不一致を問題とするようなことは少ない。書類の不一致が問題となる事案は、おおむねそれ以外の事情が背後に見え隠れしているというところであろう。

このように書類の条件一致というのは、客観的かつ具体的な基準を見いだしにくいのが現実である。同約定書五条は、買取銀行がこのような外国向為替取引特有のリスクを回避するために、書類の不一致を理由とした支払拒絶については買取依頼人が責任を負う旨を明記したものであり、その内容が取引の特殊性を考慮したうえで是認されている。<sup>51</sup> したがって、外国為替取引契約における手形の取立委任に基づく買取銀行の買取依頼人



に対する書類点検義務は、外国向為替取引約定書五条の特約により免除されており、さらなる特約、あるいは特段の事情がないかぎり買取銀行はその義務を負わないことになる。

買取銀行が買取依頼人に対して書類点検義務を負わないとしても、取立委任を受けた受任者としてその履行に際し一般的に善管注意義務を負うことは明らかである。たとえば指定銀行に呈示した書類が条件不一致を理由に支払拒絶された場合であれば、指摘された不一致の箇所について迅速な対応が要求される。自己処理が可能であればそのように対応し、そうでなければ受益者に通知し、可及的速やかに瑕疵の治癒をはかり、信用状の決済がなされるよう適切な手段をとらなくてはならない。さらに指定銀行が書類の不一致を理由としない支払拒絶をしたときに、支払確約をしている確認銀行または発行銀行に書類呈示をする義務を導くことができる。同一規則は指定銀行が信用状取引において何ら義務を負っていない旨を明記しており、指定銀行は受益者に対する給付を授權されているにすぎない<sup>520</sup>。したがって指定銀行によって支払がなされないことは、信用状取引における手形の取立が閉ざされたことを意味するものではないから、信用状において給付義務を負担している銀行に請求する意義がある。

また信用状取引には、有効期限、条件外の書類の取扱い等、特殊なルールが存在している。取立委任を受けた非指定銀行はこれらのルールに則った適切な行動が要求される。結局書類の呈示に際し不適切な取扱いをし、支払拒絶に際して適切な事後処理を行わず、また漫然と信用状の有効期限を経過させた場合、非指定銀行は買取依頼人に対して債務不履行による損害賠償責任を負うべきことになる。

#### 四 本判決の検討

以上をふまえて、本判決について検討する。まず事実の問題として、本件Y銀行が当該信用状取引における通知銀行であることは明らかであるにしても、発行銀行により買取銀行として指定された銀行であるのか、あるいは受益者の依頼により取引に関与することになった非指定銀行であるのかが、認定されていない。指定銀行であれば発行銀行に対して書類点検義務を負うのであって、買取依頼人に対して負うわけではない。また非指定銀行であれば、買取依頼人との間に締結された外国為替取引契約の内容によることになる。後者の場合、買取銀行は買取依頼人より手形取立委任を受けてはいるが、特約である外国向

為替手形取引約定書五条が書類点検義務を負わないことを定めている。本件においては買取銀行の信用状取引における地位につき、裁判所の事実認定がなされていないものの、結局指定銀行は受益者である買取依頼人に対して書類点検義務を負うわけではなく、また本件買取銀行が非指定銀行であったとしても、本件外国為替取引契約に用いられている外国向為替手形取引約定書五条を排除するような特約が締結されたとは解しがたいから、いずれにしても買取依頼人に対する書類点検義務は負わないことになる。

次に本件においてY銀行が非指定銀行であった場合に、当該銀行が負う外国向為替取引契約上の一般的な善管注意義務について検討する。Y銀行は本件信用状において支払確約をしている発行銀行に書類を送付しており、当該銀行によって条件不一致を理由に支払拒絶されたのであるから、手形取立のための事務処理は適切に履行したことになる。さらにX会社の依頼により発行銀行に本件信用状の決済を促す書面を送付しており、受任者として信義則上の義務も果たしたといえる。

本件においては、発行銀行の支払拒絶理由をはじめ、その対応に問題があるといわざるを得ないが、買取銀行にしてみればもともと信用状に基づき何ら確約をしているわけではなく、発

行銀行の問題ある行動に対し自ら一定の措置をとる義務が統一規則上、あるいは信用状の制度趣旨から導かれるものではない。またわが国における買取銀行は、このような訴訟の提起等のリスクをも回避していることを明確にするために、外国向為替手形取引約定書を徴求しているのである。

結局信用状取引は、基本取引に対するファイナンスを可能とするのであって、それに付随するリスクを完全に回避するものではないことから、基本取引上の最終的なリスクはあくまでも商業当事者が負担すると考える。そして信用状による決済が完了しなくとも、受益者には究極的に基本取引に基づく請求が手段として残されており、本件においてもX会社は自らそれによる救済を求めるべきである。

本判決の事実認定にはあいまいさがあり、理由づけが不明確ではあるが、判旨の結論には賛成できる。

#### 注

(1) 橋本喜一「信用状における第二銀行の法律関係——指定銀行と非指定銀行をめぐる諸問題——」判例時報一三六八号二頁。橋本論文は、第二銀行としての指定銀行と非指定銀行を明確に識別し、その法的状況を的確に論じている。

- (2) 外国向為替手形取引約定書二二条（第三者名義の外国向為替手形の買取）私が、第三者名義の外国向為替手形の買取を貴行に私名義で依頼した場合にも、すべて私の外国向為替手形と同様にこの約定が適用されるものとしませう。この場合には、外国向為替手形および付属書類における名義人の署名または印影は私が確認し、偽造、変造、盗用等の事故があつてもこれによって生じた損害は私の負担とします。」
- (3) 金融・商事判例八八八号一六頁・金融法務事情一三〇〇号二五頁。
- (4) 金融法務事情一三四九号五四頁。
- (5) 飯田勝人「荷為替信用状における銀行のいわゆる書類点検義務」金融法務事情一三〇二号三頁。
- (6) 飯田・前掲注(5)三頁。これを支持するものとして、浜田道代「外国向為替手形取引約定書に基づく信用状付外国向為替手形取引の買戻請求の可否」金融法務事情一三六四号一二頁、高桑昭「信用状付荷為替手形の買取銀行の書類の点検義務」商事法務一四一七号三四頁。
- (7) 高桑・前掲注(6)もまた、裁判所としては買取銀行の義務の法的根拠について明確にしておくべきであったとしている。高桑・前掲注(6)三五頁。
- (8) 伊澤孝平『商業信用状論』二九六頁（有斐閣、増補、一九五八年）。
- (9) 中村真澄「商業信用状取引」『現代契約法体系第九卷（2）』一九五頁（有斐閣、一九八五年）。
- (10) 高桑・前掲注(6)三四頁。
- (11) 高桑・前掲注(6)三四頁。
- (12) 小峯登「一九七四年信用状統一規則（上）——逐条解説とその問題点——」三五八頁（財団法人外国為替貿易研究会一九七六年）。橋本・前掲注(1)八頁。
- (13) 中村・前掲注(9)一九五頁。
- (14) 小峯・前掲注(12)三七九頁。
- (15) 橋本・前掲注(1)六頁。
- (16) 判例タイムズ三五二号二七八頁。
- (17) 小峯・前掲注(12)三七九頁。
- (18) 金融商事判例九三二号九頁。
- (19) 田邊光政「手形割引と買戻請求権」判例と学説6 商法Ⅱ』二七四頁以下に、売買説の論拠が簡潔に述べられている。
- (20) 田邊光政『最新手形小切手法（三訂版）』三一五頁（有斐閣、一九九七年）。
- (21) 田邊・前掲注(20)三一五頁。

- (22) 消費貸借説をとると、船荷証券類の交付はもとより、手形の交付についても、担保権の設定その他の複雑で不自然な理論構成を必要とするとの見解もある。西原寛一『金融法』二三四頁(有斐閣、一九六八年)。しかし、書類呈示代行事務および手形の取立委任契約が締結されており、かつ消費貸借契約上の返済金の担保として付帯荷物および付属書類を銀行に譲渡する特約がなされていると考えればよいのではないか。
- (23) 「取立委任契約」の文言は使われていないが、前掲注(1)橋本論文(判例時報一二六八号六頁。)、および前田庸『外国向為替手形取引約定書ひな型』について「手形研究三四一号八頁も同趣旨と思われる。
- (24) 消費貸借契約について言及することなく、端的に両当事者間に取立委任契約が存在すると解するものもある。今井克典「信用状付外国向為替手形取引の買取における信用」名古屋大学法政論集一六五号九一頁。
- (25) 橋本喜一「信用状における償還請求の諸問題(下)」手形研究四九四号二四頁。小原三佑嘉「信用状の指定銀行と非指定銀行の買取行為」手形研究四二七号一八頁。
- (26) 小原・前掲注(25)一八頁。
- (27) 田邊・前掲注(20)一七〇頁。
- (28) 河本一郎『田邊光政「約束手形法入門(第五版)」一九〇頁(有斐閣、一九九七年)。
- (29) 判例時報九一六号八二頁。
- (30) 田邊・前掲注(20)一七〇頁および河本『田邊・前掲注(28)一九〇頁も、特約としての当座勘定規定を是認しているようである。
- (31) 金融・商事判例六一〇号三頁。
- (32) 「外国向為替手形取引約定書ひな型の逐条解説」へ資料 外国向為替手形取引約定書 自由と正義四一卷五号一二二頁。
- (33) 神田秀樹「信用状付為替手形の買取銀行の買取依頼人に対する買戻請求の可否および遅延損害金の起算日等」金融法務事情一三〇四号一八頁。しかし買取銀行が具体的にいかなる義務をどの程度負うのかについては、明確に述べられていない。
- (34) 飯田勝人「荷為替信用状取引における買取依頼人の瑕疵担保責任(warranty)」金融法務事情一二二二号六頁。
- (35) 同条項の訳は、飯田・前掲注(34)六頁を参照した。
- (36) 719 S.W. 2d 355 (Tex. Ct. App. 1986). 判旨の詳細は飯田・前掲注(33)九頁以下参照。
- (37) First Arlington National Bank v. Gus Statins, 450 N.E.2d 833. 飯

田・前掲注(34)一一頁参照。

- 訂信用状統一規則一〇条c項。
- (38) JOHN F. DOLAN, *THE LAW OF LETTERS OF CREDIT*, 6-81 (rev. ed. 1996).
- (39) DOLAN, *supra* note (38), at 6-81. 1965年版アメリカ統一商法典5-108(a) 1962年版アメリカ統一商法典5-109(2) 一九九三年改訂信用状統一規則二三条。
- (40) DOLAN, *supra* note (38), at 6-81. 一九九三年改訂信用状統一規則一四条d項。
- (41) DOLAN, *supra* note (38), at 6-81. John F. Dolan, *Letters of credit, Article 5 Warranties, Fraud, and the Beneficiary's Certificate*, *The Business Lawyer*, Vol.41, 347, 349 (1986).
- (42) *First Nat'l City Bank v. Klaitzer*, 28 UCC Rep.Serv. (Callaghan) 497 (NY Sup. Ct. 1979).
- (43) 取立銀行については、UCC (62) 5-111の解釈に基づき、錯誤により受益者になした支払に対し払戻請求ができる」と端的に述べる裁判例が存在している。First National City Bank v. Klaitzer, 28 UCC Rep. Serv. (Callaghan) 497 (NY Sup. Ct. 1979).
- (44) John F. Dolan, *The Correspondent Bank in The Letter-of-Credit Transaction*, *The Banking Law Journal*, Vol. 109, 396, 428 (1992).
- (45) 一九八三年改訂信用状統一規則一一条c項、一九九三年改訂信用状統一規則一〇条c項。
- (46) DOLAN, *supra* note (38), at 6-82.
- (47) DOLAN, *supra* note (38), at 6-83.
- (48) 橋本喜一「荷為替信用状における提供証券の審査に関する諸問題(二・完)」民商法雑誌一〇三巻三号五頁。
- (49) 飯田勝人ほか「特集Ⅱ輸出取引約定書ひな型の制定とその実務ⅤⅢひな型の逐条解説」金融法務事情一〇二四号二二頁。
- (50) 飯田勝人「信用状発行銀行に対する買取銀行の補償請求の不確実性と買取りに関する約定の意義(下)」金融法務事情一一七八号二九頁。
- (51) 前田・前掲注(23)九頁。飯田・前掲注(50)二九頁。
- (52) 一九九三年改訂統一規則一〇条b項iは、「書類の呈示は、発行銀行または確認銀行(もしあれば)、または他の指定銀行に対して行われなければならない。」と規定している。

【付記】

本稿は、平成一〇年七月一八日に名古屋大学法学部において開催された民事判例研究会での報告原稿を加筆・修正したものである。